

郵便事業の収支状況の情報開示について

平成28年10月

前回会合でのご意見

- 社会政策的なサービスとしてのユニバーサルサービスの維持にあたり、それがどの程度のコスト負担になっているのかについての情報公開や何か状況の変化があった場合に、パブコメ等を実施することも考えられるのではないか。

現状

(1) 制度の現状

日本郵便(株)は郵便法及び郵便法施行規則の規定に基づき、毎事業年度、郵便事業の収支の状況の総務大臣への報告及び公表を義務付けられている。

一方で、収支状況の具体的な区分については法令上定めがない。

(2) 公表の現状

日本郵便(株)では、これまで、法律に基づく、郵便事業の収支状況の報告公表に当たっては、郵便物の種類別等の収支がわかるように区分したものを含め、報告及び公表。

① 内国郵便の区分

現在、日本郵便(株)が報告及び公表を行っている収支状況の区分は、第一種から第四種郵便物及び特殊取扱の5つで区分して報告・公表。

なお、法律上の郵便物の種類は、第一種から第四種、また、特殊取扱は、ユニバーサルサービスの提供義務があるものと日本郵便が任意のサービスとして提供しているものがある。

② 国際郵便の区分

現在、日本郵便(株)は、「国際郵便」の区分でのみ報告及び公表。
なお、万国郵便条約では、通常郵便物、小包郵便物、EMS業務等の種類が設けられている。

また、日本郵便(株)の定める国際郵便約款では、国際郵便物の種類は、通常郵便物、小包郵便物及び国際スピード郵便物(EMS郵便物)とされている。

課題

(1) 共通

- ・ 制度としての安定性、明確性
- ・ 郵便物の種類別等に応じた収支構造や相互の負担構造とユニバーサルサービスの維持・提供に係る透明性
 - ※平成27年度の収支状況は、第一種郵便物・特殊取扱の黒字により、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の赤字をカバー。
- ・ 利用者への説明や利用者の理解の観点からの情報開示
- ・ 上場企業として求められる情報開示と、法令上の根拠や区分の明確化

(2) 内国郵便

- ・ 法律に定められている郵便物の種類等の区分との関係
- ・ ユニバーサルサービスの義務付けがあるサービスとそれ以外との関係

(3) 国際郵便

- ・ 万国郵便条約に定められている郵便物の種類等の区分との関係
- ・ 万国郵便条約では、各種の国際郵便に関する料金について、「原則として、これらの業務の提供に必要な費用と関係を有するもの」でなければならない。」と規定
- ・ 平成26年12月の情報通信審議会第2次中間答申において、「料金水準について、万国郵便条約等の国際約束に適合していることをより確実に検証できるよう必要な措置を講ずる必要がある」旨答申
- ・ 昨今、eコマース市場の増大により、各国際物流事業者が提供するサービスと日本郵便(株)が提供する国際郵便サービスとの間の競合の進展 (日本郵便(株)において各種の国際郵便サービスに関する料金を設定・変更しようとするインセンティブが働きやすい状況)

○郵便法(昭和22年法律第165号)の規定(抜粋)

(料金)

第67条 1～6(略)

7 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

(報告をしない等の罪)

第89条 第67条第7項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした会社の取締役又は執行役は、30万円以下の罰金に処する。

(収支状況を公表しない場合等の過料)

第91条 第67条第7項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした会社の取締役又は執行役は、100万円以下の過料に処する。

○郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)の規定(抜粋)

(収支状況の報告及び公表)

第27条 法第六十七条第七項の規定による郵便事業の収支の状況の報告は、毎事業年度終了後四月以内に行うものとする。

2 法第六十七条第七項の規定による郵便事業の収支の状況の公表は、前項の報告をした後、遅滞なく、当該報告の内容を記載した書類を会社の営業所及び事務所に備えて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

3 前項の規定による公表の期間は、当該公表に係る事業年度の翌事業年度の公表を行うまでの間とする。

○万国郵便条約(平成25年条約第15号)の規定(抜粋)

第6条 料金

1 各種の国際郵便業務及び特別業務に関する料金は、この条約及びその施行規則に定める原則に従い、自国の法令に応じて、加盟国又はその指定された事業者が定める。これらの料金は、原則として、これらの業務の提供に必要な費用と関係を有するものでなければならない。

2～7 (略)

○国際郵便約款(平成24年10月 日本郵便株式会社)の規定(抜粋)

(国際郵便物)

第9条 国際郵便物の種類は、通常郵便物、小包郵便物及び国際スピード郵便物(以下「EMS郵便物」といいます。)とします。

郵便事業の収支の状況 (2015 (平成 27) 年度)

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 横山 邦男）は、本日、2015（平成 27）年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）の郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告いたしました。

（単位：億円）

種 類 別	営業収益	営業費用	営業利益
郵 便 物	13,552	13,429	123
内 国 郵 便	12,475	12,469	6
第一種（封書）	6,678	6,559	119
第二種（はがき）	3,677	3,971	△ 294
第三種（雑誌、新聞）	99	166	△ 67
第四種（通信教育等）	7	18	△ 11
特殊取扱（速達、書留等）	2,013	1,755	258
国 際 郵 便	1,078	960	117

注1：郵便法 67 条第 7 項の規定に基づき公表するものです。

注2：記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しています。

以 上

(参考)

（単位：億円）

種 類 別	営業収益	営業費用	営業利益
荷物（ゆうパック、ゆうメール等）	4,757	4,749	8

(参考3) 日本郵便の業務区分別収支の状況

- 日本郵便は、日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)第14条に基づき、業務区分別収支について、毎事業年度、総務大臣に提出・公表。
- 具体的には、郵政事業のユニバーサルサービス等の区分(郵便、貯金、保険及びその他)に応じた収支の状況を提出・公表。

<関係条文>

○日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)
(収支の状況)

第14条 会社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の次に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 第四条第一項第一号及び第六号並びに第二項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 二 第四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 三 第四条第一項第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 四 前三号に掲げる業務以外の業務

(情報の公表)

第18条 (略)

2 会社は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

- 一、二 (略)
- 三 第十四条の規定による提出をしたとき。

○日本郵便株式会社法施行規則(平成19年総務省令第37号)

(情報の公表)

第18条 1、2 (略)

3 法第十八条第二項の規定による公表は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一、二 (略)
- 三 法第十八条第二項第三号に掲げる場合 法第十四条の規定により提出した業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類及び第十六条第三項に規定する書類の内容

4 (略)

5 第三項の公表は、(中略)、同項第三号に掲げる場合にあつては、法第十四条の規定による提出をした後速やかに、公表事項を記載した書類を会社の主たる営業所及び事務所に備えて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

<日本郵便(株)公表資料>

業務区分別収支(2015(平成27)年度)

日本郵便株式会社(東京都千代田区、代表取締役社長 横山 邦男)は、本日、2015(平成27)年度の業務区分別収支を、総務大臣に提出いたしました。

業務区分別収支は、日本郵便株式会社法(以下「法」といいます。)第14条の規定に基づき、「郵便業務等」、「銀行窓口業務等」、「保険窓口業務等」及び「その他」の区分ごとの収支の状況を明らかにするものです。

○2015年度(自2015年4月1日 至2016年3月31日)

(単位: 億円)

区分	第一号 (郵便業務等)	第二号 (銀行窓口業務等)	第三号 (保険窓口業務等)	第四号 (その他)	計
営業収益	14,024	5,640	3,419	6,267	29,351
営業費用	13,946	5,552	3,272	6,204	28,973
営業損益	79	88	148	64	378

注1 業務区分別収支は、法第18条の規定に基づき公表するものです。

注2 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しています。

(参考)

- ・ 第一号(郵便業務等)とは、法第14条第1号に規定する業務(郵便の業務、印紙の売りさばき業務及びお年玉付郵便葉書等の発行の業務並びにこれらに附帯する業務)です。
- ・ 第二号(銀行窓口業務等)とは、法第14条第2号に規定する業務(銀行窓口業務等及びこれに附帯する業務)です。
- ・ 第三号(保険窓口業務等)とは、法第14条第3号に規定する業務(保険窓口業務等及びこれに附帯する業務)です。
- ・ 第四号(その他)とは、法第14条第4号に規定する業務(荷物、不動産及び物販等の業務)です。

以上